2020.8.20

大草

**「日本無罪論」（田中正明著　新人物往来社1972.7）から。**

（パール判事の見解）

東京裁判におけるインドのパール判事の見解は、以下の通りだが、全て却下された。

①A級戦犯：平和に対する罪は、事後法であり適用できない。

②日本だけではなく、戦勝国の戦争犯罪も平等に裁くべきである。

③原子爆弾などによる無差別殺人は、明らかに重大な犯罪行為である。

④ 東京裁判では、将来、戦争が再び起きないようにするため、世界の安全と平和を保障する方法などを検討すべきである。

⑤真珠湾攻撃以前に、アメリカは中国を支援する軍事干渉をしていたため国際法上はすでに戦争当事国となっていた(国際法上の中立の義務に違反）。

（ウェッブ裁判長による却下）

ウェッブ裁判長は、この東京裁判は日本を裁く裁判であり、連合国側の責任に関する問題は一切取り上げないとして、弁護団の言い分を却下した。

（広島でのパール判事の提言）

1952年11月、広島における世界連邦アジア会議でのパール判事の提言は、以下のようなものであった。

・アメリカは原子爆弾を投下すべき何の理由があったのであろうか。

・アメリカの原子爆弾投下の説明は、「もしこれを投下しなかったらならば、幾千人かの白人の兵隊が犠牲にならなければならなかっただろう…」これがその説明である。われわれはこの説明を聞いて満足することができるであろうか。

　いったい、幾千人かの軍人の生命を救う代償として、罪のない老人や、子供や、婦人を、あるいは一般の平和な生活を営む市民を、幾万人幾十万人も殺していいと言うのだろうか。その家や財産とともに市街の全部を灰にしてもいいというのだろうか。

　こんな説明で満足しているような人々によって、人道主義だとか、平和だとかいうような言葉が弄ばれていることを、われわれは深く悲しむものである（96頁〜99頁）。

（パール判事の名声）

・ある評論家は「東京裁判は、ひとりのパールに名をなさしめた」と、またある評論家は「東京裁判でのわずかの救いは、パールが存在したということである」と評している。

以上